○再試験事務等の取扱いに関する訓令

平成３年８月１６日
本 部 訓 令 第 ５ 号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　再試験通知等（第３条―第８条）
第３章　再試験（第９条―第１６条）
第４章　再試験に係る免許の取消し等（第１７条―第３２条）
附則

第１章　総則

（制定の趣旨）

第１条　この訓令は、法第１００条の２の規定に基づき、公安委員会が基準該当初心運転者に対して行う再試験事務、及び再試験に関連する運転免許事務の適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　法　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）をいう。
(2)　令　道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号）をいう。
(3)　規則　道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）をいう。
(4)　訓令　自動車等の運転免許事務の取扱いに関する訓令（昭和５９年山口県警察本部訓令第３号）をいう。
(5)　主管課長　警察本部運転免許課長をいう。
(6)　試験車両　技能再試験に使用する自動車をいう。

２　運転免許及び仮運転免許の略称は法第８４条、再試験における用語の略称は法第１００条の２の例による。

第２章　再試験通知等

（再試験通報の受理）

第３条　主管課長は、法第１００条の２第１項に規定する基準該当初心運転者について、初心運転者期間経過後において警察庁から初心運転者再試験通報（以下「再試験通報」という。）があったときは、再試験通報受理簿（別記様式第１号。以下「受理簿」という。）に記載するものとする。

（調査）

第４条　主管課長は、前条の通報を受理したときは、当該基準該当初心運転者の現住所及び行政処分歴（準中型免許又は普通免許の基準該当初心運転者で法第１０３条に基づき免許の効力が停止されている者に限る。）の有無につき調査するものとする。

（再試験通知）

第５条　主管課長は、前条による調査をした結果、本県における再試験受験対象者と認めたときは、再試験通知書を作成して配達証明郵便により通知するものとする。

（再試験通知を取り消す場合の措置）

第６条　主管課長は、前条の通知を行った者に対して警察庁から法第１００条の２第１項第３号（上位免許取得者）及び第４号（初心運転者講習受講者）等に該当したことを理由に再試験通知の取消しの通報を受理したときは、再試験通知取消通知書（別記様式第２号）により当該基準該当初心運転者に通知するものとする。

（移送及び移送受理）

第７条　法第１００条の３第１項の規定に基づく、試験移送通知に係る事務手続は次によるものとする。

(1)　基準該当初心運転者が、その住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに当該住所地を管轄する公安委員会に試験移送通知書により通知すること。

(2)　移送通知の時点において、既に再試験通知書による通知を終了している場合にあっては、試験移送通知書の備考欄に「発送年月日（　年　月　日）試験通知発送済み」と記載して通知すること。

２　法第１００条の３第２項の規定に基づき、試験移送通知書を受理した場合の事務手続は、次によるものとする。

(1)　移送元の公安委員会が再試験通知書を送付していない場合にあっては、第５条の規定を準用して通知すること。

(2)　移送元の公安委員会が既に再試験通知書を送付している場合においては、当該基準該当初心運転者の住所地を調査するなどして、居住実態の確認及び受験手続の教示を行うこと。

（行政処分該当となった場合の措置）

第８条　第５条の通知を受けた者が法第１０３条の規定に基づく免許の取消し、停止等（以下「行政処分」という。）に該当することとなった場合の措置は、次によるものとする。

(1)　再試験通知前に行政処分の基準点に達している場合は、当該行政処分の手続を先行させ、免許の効力を停止する処分期間終了後に再試験通知を行うこと。

(2)　再試験通知後に行政処分該当となった場合は、再試験受験者に対し、当該行政処分の手続を先行するよう指導すること。

第３章　再試験

（再試験の日時等）

第９条　再試験は、月曜日から金曜日に行うものとする。ただし、次に掲げる日を除く。

(1)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(2)　１２月２９日から翌年の１月３日までの日。ただし、前号に規定する休日を除く。

(3)　警察本部長が別に指定した日

２　再試験は学科再試験、技能再試験とし、学科、技能再試験の順に実施するものとする。

３　訓令第８条（試験官）及び第９条（試験官の服務）の規定については、再試験の場合において準用するものとする。

（再試験受験申込書の受理等）

第１０条　再試験受験申込書（以下「申込書」という。）の受理要領は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申込書の受理に当たっては、受理簿との照合及び警察庁に対する照会を行い、再試験受験対象者であることを確認した上、受理すること。

(2) 申込書の受理に当たっては、再試験通知書の記載内容、運転免許証の記載内容又は免許情報記録個人番号カード（免許情報記録（法第９５条の２第２項第１号の免許情報記録をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の記録内容、写真等を照合し、不正受験の防止に留意すること。

（受験資格の確認）

第１１条　再試験の合否の判定は再試験が適正かつ公正に行われたことが前提となるため、申込書の受理に当たっては、次のことについて確認しておくものとする。

(1)　受験者が法第１００条の２第２項又は法第１００条の３第２項に定めるところにより、本県における再試験受験対象者であること。

(2)　受験者が法第１００条の２第４項又は法第１００条の３第３項に基づく再試験通知を受けた者であること。

(3)　受験者が法第１００条の２第５項に規定する受験期間（再試験通知書到達日の翌月応答日）内の者であること。

(4)　準中型免許又は普通免許の再試験受験者については、運転免許の効力を停止される行政処分の処分期間中の者でないこと。

２　申込書を提出した者が、受験資格を欠いている場合にあっては、次により措置するものとする。

(1)　免許住所が他県にある場合は、住所変更の後、申込書を提出するよう指導すること。

(2)　受験者が法第１００条の２第４項又は法第１００条の３第３項に基づく再試験通知を受けていない場合は、本県における再試験受験対象者であることを確認し、受験対象者であった場合は、再試験申込みの受理時において再試験通知書により通知すること。この場合、再試験通知書の受領申告書（別記様式第３号）を提出させ、処理経過を明確にしておくこと。

(3)　受験者が法第１００条の２第５項に規定する受験期間を経過している場合は、令第３７条の４に規定する受験期間の特例に該当する者と認められるときは、当該

事実を証明する書類を提出させた上で受験させることとし、受験期間を経過していることが明らかな者である場合にあっては、意見の聴取通知等必要事項を教示すること。

(4)　免許の効力を停止されている準中型免許又は普通免許の再試験受験者については、停止期間中は受験できないことを教示すること。

（免許申請書）

第１２条　免許申請書は訓令第１０条第１項に規定する免許申請書を使用し、受験番号を付して受験者に交付するものとする。

（学科再試験）

第１３条　学科再試験の手続、方法その他必要な事項は、訓令第１４条（問題の作成及び保管）、第１５条（問題の使用）、第１６条（問題の選定）及び第１７条（学科試験の方法）の規定を準用するほか、次によるものとする。

(1)　学科再試験は、あらかじめ指定された試験官の立会いにより、一般受験者と同時に行うこと。

(2)　試験会場の入場に当たっては、受験者から免許申請書の提示と運転免許証の提出を求め、本人であることを確認の上入場させることとし、指定された席では机上に免許申請書を表示させておくこと。

(3)　答案用紙については、右上部欄外に「再」の表示を行い、他の受験者と明確に区分すること。

(4)　学科再試験の採点は前記(1)の立会試験官において、一般受験者と区別して行うこと。

２　学科再試験の結果発表については、主管課長が採点終了後、一般受験者と区別し行うものとする。この場合の手順は最初に合格者の発表をし、続いて不合格者に対する発表を行うこと。

（技能再試験）

第１４条　技能再試験の実施要領等については、訓令第２１条（試験車両）、第２２条（試験コース）及び第２３条（技能試験の実施方法等）の規定を準用するほか次によるものとする。

(1)　技能再試験は、一般受験者と同時に行うこと。

(2)　技能再試験を担当する試験官は、試験の開始に当たり、受験者本人であることを確認の上試験を開始すること。

(3)　採点表については、右上部欄外に「再」の表示を行い、他の受験者と明確に区分すること。

２　技能再試験の結果発表については、前条第２項を準用する。

（報告）

第１５条　主管課長は、再試験の実施結果を再試験実施結果報告書（別記様式第４号）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

（不正受験者に対する措置）

第１６条　再試験の受験者が不正の手段により再試験を受け、又は受けようとした場合にあっては、立会試験官により事案発覚の時点において試験を中止し、主管課長に報告するものとする。

２　主管課長は、事案の概要を調査し、当該不正行為の内容から法第１０４条の２の２第１項の取消事由に該当するものと判断した場合は、当該受験者の免許を取消すこととし、これに至らないものと判断した場合は、再度受験の機会を与えるものとする。この場合においては当該受験者から上申書を徴収するなどして処理経過を明確にしておくものとする。

第４章　再試験に係る免許の取消し等

（再試験不合格による運転免許の取消し）

第１７条　再試験の結果、当該受験者が学科再試験にあっては規則第２５条に定める合格基準に、技能再試験にあっては規則第２４条第５項第２号に定める合格基準を達しなかった場合における法第１０４条の２の２第１項に基づく当該免許の取消しは、次によるものとする。

(1)　再試験不合格者に対する免許の取消しの通知は、当該処分を受けることとなる者（以下「被処分者」という。）に運転免許取消処分書を交付し、処分を執行すること。

(2)　学科再試験合格後、技能再試験を受けなかった者については、受験期間の経過により第２２条に定める再試験不受験に基づく取消処分対象者として措置すること。

２　主管課長は、前項第１号の処分を執行したときは、再試験に係る運転免許取消処分執行報告書（別記様式第５号）に必要事項を記入し、本部長に報告するものとする。

（再試験該当者の違反等の抹消登録を行った場合の措置）

第１８条　主管課長は、違反等の抹消登録を行ったことにより、再試験の基準に該当しなくなった場合においては、次により措置するものとする。

(1)　再試験を受けていない場合は、再試験通知取消通知書により当該基準該当初心運転者に通知すること。

(2)　基準該当初心運転者が既に再試験を受験している場合にあっては再試験結果に基づき次により措置し、再試験手数料は還付すること。

ア　不合格となっている場合は、遡って当該処分を取り消し（初心運転者取消登録も同様）、運転免許証の交付若しくは免許情報記録の書換え（当該基準該当初心運転者が当該処分前に他の種類の免許を受けていない場合にあつては、個人番号カードに免許情報を記録）又はその双方を行うこと。

イ　合格の場合は、再試験受験済登録を抹消すること。

（再試験不受験者に対する調査）

第１９条　主管課長は、再試験通知書の到達の日から１か月を経過した場合、又は法第１０４条の２の２第３項の規定により再試験に係る処分移送を受けた場合は、令第３７条の４に規定する再試験の受験期間の特例について調査するものとする。

（再試験不受験者に対する意見の聴取手続）

第２０条　主管課長は、前条の調査をした結果、法第１０４条の２の２第２項又は第４項に該当すると認めたときは、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第２７号）の定めるところにより、意見の聴取に付する手続を行うものとする。

第２１条　削除

（再試験不受験者に対する免許の取消し）

第２２条　主管課長は、意見の聴取において当該基準該当初心運転者の取消処分の決定があったときは、運転免許取消処分書を被処分者に交付するものとする。

（再試験不受験者に対する意見の聴取後の再試験）

第２３条　主管課長は、意見の聴取において再試験の決定があったときは、当該基準該当初心運転者に対して再試験を行うものとする。

（処分執行後の処理）

第２４条　主管課長は、第１７条又は第２２条の規定に基づく免許の取消処分を執行したときは、再試験に係る運転免許取消処分執行通知書（別記様式第７号）を被処分者又は不合格者（以下「被処分者等」という。）の住所地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）に送付するものとする。

（取消処分の執行指示）

第２５条　主管課長は、取消処分の執行ができなかった場合は、再試験に係る運転免許取消処分執行指示書（別記様式第７号）を管轄警察署長に送付するものとする。

（管轄警察署長による取消処分の執行）

第２６条　前条の規定による処分の執行指示を受けた管轄警察署長は、次により速やかに当該処分を執行しなければならない。

(1)　被処分者等に対し当該処分の理由を告げ、取消処分の執行年月日を記載して運転免許取消処分書を交付すること。

(2)　再試験不受験による処分にあっては、被処分者に対し、公安委員会に対して審査請求ができることを教示すること。

（処分の執行報告）

第２７条　管轄警察署長は、前条の規定により処分を執行したときは、再試験に係る運転免許取消処分執行報告書に必要事項を記入し、主管課長に報告するものとする。この場合において、再試験不受験による処分にあっては、被処分者等に対し、審査請求の教示の内容について了承したことを確認するものとする。

（免許取消時の教示事項）

第２８条　主管課長及び管轄警察署長が、再試験に係る免許を取り消すときは、被処分者等に対して次のことについて教示しなければならない。

(1)　再試験に基づく取消処分には欠格期間の指定がないこと。

(2)　準中型仮免許又は普通仮免許を受けようとする者が、令第３４条の５第４号又は同条第５号に該当する場合においては、試験の一部が免除されること。

(3)　前号により準中型仮免許又は普通仮免許を取得した場合においては、規則第３３条第２項に基づく指定自動車教習所における技能教習を受けることができること。

(4)　同種免許を取得した場合、再度初心運転者期間制度の適用を受けること。

（他の公安委員会に対する通知）

第２９条　主管課長は、法第１０４条の２の２第７項の規定に基づく通知をするときは再試験に係る処分通知書（別記様式第８号）により行うものとする。

（取消手配登録）

第３０条　主管課長は、取消処分の執行ができなかったときは、警察庁に対して初心運転者取消手配登録を行うものとする。

（運転免許証の返納等）

第３１条　第１７条、第２２条又は第２６条に基づく免許の取消処分を執行する場合の手続きは、次によるものとする。

(1) 運転免許証の返納

山口県道路交通規則（昭和４７年山口県公安委員会規則第３号）第２２条に定める失効運転免許証等返納届（以下「返納届」という。）及び運転免許証を提出させ、当該運転免許証を返納させること。

(2) 免許情報記録の抹消

免許情報記録個人番号カードを提示させ、当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を抹消すること。

（運転免許証の交付）

第３２条　法第１０７条第２項の規定に基づき、取消しを受けた免許以外の種類の免許に係る運転免許証を交付する場合の手続は、次によるものとする。

(1)　免許年月日は、取消しに係る免許以外の種類の免許年月日を記載すること。

(2)　有効期限は、返納に係る運転免許証と同一の日付とすること。

(3)　即日交付できない場合は、当該運転免許証に穿孔器で穴を開け、備考欄に

再試験手続中（〇〇免許のみ有効）
運転免許証の有効期限　　年　月　日
　年　月　日　山口県公安委員会

と記入し、その末尾に山口県公安委員会の公印（横印）を押して、後日、作成替えをした運転免許証と引き換えることを前提に交付すること。

附　則

この訓令は、平成３年９月１日から施行する。

附　則　（平成５年３月１２日本部訓令第１号山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令等の一部を改正する訓令６条による改正附則）

この訓令は、平成５年４月１日から施行する。

附　則　（平成６年２月２１日本部訓令第６号山口県警察の公印に関する訓令等の一部を改正する訓令２２条による改正附則）

この訓令は、平成６年３月１日から施行する。

附　則　（平成６年４月１３日本部訓令第１６号）

この訓令は、平成６年５月１０日から施行する。

附　則　（平成６年９月３０日本部訓令第３０号）

この訓令は、平成６年１０月１日から施行する。

附　則　（平成８年８月３０日本部訓令第１４号）

この訓令は、平成８年９月１日から施行する。

附　則　（平成１０年９月２９日本部訓令第１９号）

この訓令は、平成１０年１０月１日から施行する。

附　則　（平成１４年２月２２日本部訓令第５号管理官及び調査官の職の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令１９条による改正附則）

この訓令は、平成１４年３月１日から施行する。

附　則　（平成１９年５月２８日本部訓令第２２号）

この訓令は、平成１９年６月２日から施行する。

附　則　（平成２８年３月８日本部訓令第６号行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令３条による改正附則）

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則　（平成２９年２月２２日本部訓令第８号）

この訓令は、平成２９年３月１２日から施行する。

附　則　（令和元年６月２８日本部訓令第２号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令１３条による改正附則）

この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

附　則　（令和３年３月１０日本部訓令第１１号押印を求める手続の見直し等に伴う関係訓令の整理等に関する訓令第１１条による改正附則）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則　（令和７年２月２０日本部訓令第３号）

この訓令は、令和７年３月２４日から施行する。

附　則　（令和７年２月２８日本部訓令第７号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令５条による改正附則）

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

附　則　（令和８年９月２日本部訓令第２４号山口県収入証紙条例を廃止する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令２条による改正附則抄）

（施行期日）

１　この訓令は、令和８年１０月１日から施行する。

別記

様式第１号（第３条関係）

再　試　験　通　報　受　理　簿

年　　月　　日

通報日	受理番号	当月番号	氏名 生年月日 免許番号等	性別	免許種別			初講済	措置状況								移送受理		処理欄
					取得免許	再試免種	違反点数		行政処分	初講待ち		再試験ヤメ	再試験通知		移送処理				
										月日	学校		通知番号	月日	番号	月日	番号	月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

様式第２号（第６条関係）

再 試 験 通 知 取 消 通 知 書

年　　月　　日

住　所

殿

山口県公安委員会

下記の理由により、　　年　　月　　日付け再試験通知書をもって通知しましたあなたに対する再試験が免除されることとなるため、当該通知を取り消しましたので通知します。

理　　由	
備　　考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とすること。

様式第３号（第 11 条関係）

再試験通知書の受領申告書

私こと　　は、道路交通法第 100 条の 2 第 4 項、又は第 100 条の 3 第 3 項に基づく再試験通知書による通知を受けておりませんでしたが、本日、山口県総合交通センターにおきまして次により通知を受けたことに相違ありません。

再試験を行う理由	
再試験に係る免許の種別	
備　　考	

年　　月　　日

山口県警察本部

交通部運転免許課長　殿

住所

氏名

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第４号(第 15 条関係)

運転免許課	本部長	部　長	課　長	次　長	補　佐	係　長	係　員

年　　月　　日

再　試　験　実　施　結　果　報　告　書

試験の場所	山口県総合交通センター	試験実施月日	年　月　日	試験種別	

区　分	総受験者			学科試験受験者			学科試験合格者			合格率			技能試験受験者			技能試験合格者			合格率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
合　計																					

区　分	再試験合格により本期間に移行した者			学科・技能未定着により取り消した者		
	男	女	計	男	女	計
合　計						

手数料	区　分	受験手数料	貸　車　料	計
	合　計			

作　成　者

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

様式第５号（第 17 条、第 27 条関係）

決裁	課　　長	次　　長	課長補佐	係　　長	主　　任	係　　員

再試験に係る運転免許取消処分執行報告書

第　　号　　年　　月　　日

道路交通法 第104条の２の２第１項 / 第104条の２の２第２項（第４項） の規定により、次の者の運転免許を取り消したので報告する。

山口県警察本部長　殿

長

住　　所			
氏　　名		生年月日	年　月　日
免許証の番号	第　　号　　年　　月　　日　　公安委員会交付		
免許情報記録の番号	第　　号　　年　　月　　日　　公安委員会記録等		
取消に係る免許の種類			
処分の理由			
備　　考		取扱者	
審査請求教示了承		示達年月日	年　　月　　日　　時　　分

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

様式第７号（第 24 条、第 25 条関係）

決裁	署　　長	次　　長	課　　長	係　　長	主　　任	係　　員

執行通知
再試験に係る運転免許取消処分　　書
執行指示

第　　号　　年　　月　　日

道路交通法 第104条の２の２第１項 / 第104条の２の２第２項（第４項） の規定に基づき、下記の理由により、次の者の運転免許を取り消したので通知する。

山口県警察本部長

警察署長　殿

住　　所			
氏　　名		生年月日	年　月　日
免許証の番号	第　　号　　年　　月　　日　　公安委員会交付		
免許情報記録の　番　号	第　　号　　年　　月　　日　　公安委員会記録等		
取消に係る免許の種類			
処分の理由			
備　　考		取扱者	

示　達 年月日	年　月　日　時　分

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

様式第８号（第 29 条関係）

年　　月　　日

公安委員会　殿

山口県公安委員会

再試験に係る処分通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を行ったので通知する。

記

住　　所	
氏　　名	年　　月　　日生
運転免許の種類	
免許証の番号	第　　号 年　　月　　日　　公安委員会交付
免許情報記録の番号	第　　号 年　　月　　日　　公安委員会記録等
処分に係る免許の種類	
処分の理由	
備　　考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。